

大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業 Q&A

番号	区分	分類	問合せ内容	回答
1	共通	実施計画の要件	客席数は、会場の収容客席総数で、感染症予防対策等で調整する席数は現時点では考慮しなくて良いですか。	客席数は会場の「収容客席総数」としてください。
2	共通	実施計画の要件	総参加人数は入場者数(チケット購入予定数)で良いですか。または、入場者プラス出演者やスタッフ等、当日関わる人員総数ということですか。	総参加人数は、実際の集客見込人数を記入してください。
3	共通	補助対象経費	物販の製作等に要した経費は、補助対象経費として認められますか。	物販に係る経費は、補助対象外経費としてください。
4	共通	補助対象経費	交付決定前の経費についても、交付が決定されれば、遡って補助対象経費として認められますか。	本補助事業の趣旨に基づき、実施が予定された又は実施したR3.4.1以降の事業であり、その事業の実施に係る費用(R3.4.1以降)であれば、補助対象経費として計上することが可能です。ただし、本補助事業に応募するための事業計画策定に係る企画・調整等の費用は補助対象経費ではありません。
5	共通	補助対象経費	劇場を所有している団体がその所有する劇場で公演等を実施する場合、会場費は補助対象経費として計上できますか。	会場所所有者ではない補助事業者等が会場所所有者に対し借料を支払う会場費は補助対象経費として計上できます。なお、指定管理者として施設管理を担う受託者において事業を行う場合は、当該施設管理契約又は会場使用の申込時点で支払根拠(金額の算出根拠を含む。)となる規定や契約書に明文化している場合に限り、当該施設使用料等の費用を補助対象経費として計上することができます(慣例による理由書のみでは不可)。
6	共通	補助対象経費	全体広報に関する費用はどこに計上すれば良いですか。	「直接執行経費」のシートの共通経費に計上してください。ただし、按分等により各地域の相当額を算出して、地域ごとの上限額を超えないように注意してください。
7	共通	補助対象経費	「調整額」欄はどのように利用すれば良いですか。	消費税の端数調整や割引額の計上に利用してください。
8	共通	他の補助金との重複	別事業で実施する公演の配信部分のみを補助対象経費とすることは可能ですか。	本事業はリアルライブを前提としており、配信事業のみは、補助対象になりません。
9	大規模公演型	実施計画の要件	九州地方、福岡地方といったように、地域の重複は可能ですか。	地域ごとに上限額を設定しているため、複数の地域に重なる分類はできません。
10	大規模公演型	実施計画の要件	1地域内の公演間隔(8,11,1月の3公演)でも問題ないですか。	可能です。
11	大規模公演型	その他	統括団体がチケットを直接販売することは可能ですか。	可能です。
12	地域連携型	実施計画の要件	1次補正で実施した都道府県内において、1次と異なる地域(市区町村)で実施した場合は、異なる地域として認められますか。	1地域を都道府県単位としているため(募集案内p.4参照)、1次と同一の都道府県内で異なる市区町村で実施した場合でも、異なる地域での実施とはみなしません。
13	地域連携型	実施計画の要件	都道府県内で3市区町村で実施した場合は、3地域となりますか。	同一都道府県内の複数地域で事業を実施した場合でも、地域のカウントは1地域となります。
14	地域連携型	補助対象経費	事務・広報に係る人件費について、補助事業者は年給からの算出になりますが、各地域は補助事業者からの委託契約を想定しているため、必ずしも適用しなくても良いですか(事務や広報に係る業務は、雑役務費の「管理事務費」「広報制作費」等として一式計上する形でよいですか。)	必ずしも年給からの算出を求めるものではありませんが、妥当性・適正性が確認できる合理的な方法により算出・計上してください。
15	地域連携型	実施計画の要件	20地域で実施される事業の中で、地域は決まっていますが、連携する団体が決まっています。その場合でも申請可能ですか。	原則として、応募時において実施地域における企画概要(日時、演目名、実施会場等)が明確になっている必要があります。しかし、連携団体が調整中など一部確定していないような場合は、現在の検討状況やスケジュール等について具体的に記載してください。